

# 口座振替割引定義書

2023年9月1日実施

小田原ガス株式会社

目次

1. 用語の定義.....	1
2. 適用条件.....	1
3. 契約の成立.....	1
4. 料金.....	1
5. その他.....	1
付則.....	2
別表.....	2

## 1. 用語の定義

この定義書ならびにこの定義書に基づくガス使用契約において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この定義書に基づくガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

## 2. 適用条件

この定義書は、次のすべての条件を満たすお客さまに適用いたします。

- (1) 主契約として、当社の認める約款（別表第1）に基づく契約を締結すること。
- (2) 上記主契約に基づく料金を口座振替によりお支払いになり、かつ、この定義書の適用を希望されること。

## 3. 契約の成立

口座振替割引は、お客さまの指定する金融機関が所定の手続きを完了し、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。適用開始月は当社の指定する検針日までに契約が成立した場合はその月から、検針日以後翌月の検針日までに契約が成立した場合は翌月から適用いたします。

## 4. 料金

当社は、各料金算定期間の料金を、次の規定に基づき算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率に基づき精算いたします。

- (1) 口座振替割引額は、1主契約につき、次に定める金額といたします。
- (2) ただし、各料金算定期間の口座振替割引額は、別表第1に定める主契約によって算定された料金を上回らないものといたします。
- (3) 各料金算定期間の主契約の料金は、別表第1に定める主契約によって算定された場合の料金から、口座振替割引額を料金より差し引いたものといたします。
- (4) また、各料金算定期間の料金がお客さまの指定する口座から当社の指定した振替日に引き落とされなかった場合は、当社は、口座振替割引額を差し引く前の料金として算定された金額と口座振替割引額を差し引いた料金として算定された金額との差額を、口座振替割引取消額として、口座から引き落としができなかった日の属する月以降の料金に加算し、申し受けます。

1 主契約につき	55.00円（税込）
	50.00円（税抜）

## 5. その他

その他の事項については、主契約に基づく約款を適用いたします。

## 付則

### 1. 実施の期日

この定義書は2023年9月1日から実施いたします。

#### (別表第1)

主契約として当社の認める約款は、次のとおりといたします。

- ・ガス小売供給約款
- ・家庭用床暖房契約「YOUプラン」選択約款
- ・家庭用コージェネレーション契約「ガスパワープラン」選択約款
- ・家庭用給湯・調理・暖房・乾燥契約「フルパックプラン」選択約款
- ・家庭用暖房契約「ほっとプラン」選択約款
- ・ガス空調（冷房）契約選択約款
- ・ガス空調（mini）契約選択約款
- ・業務用時間帯契約選択約款
- ・業務用負荷調整契約「業務用D」選択約款
- ・プロパンガス小売供給約款